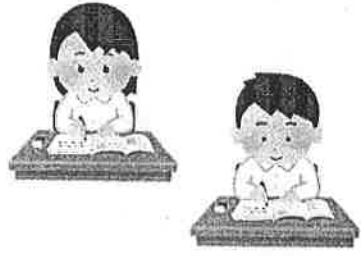


富山県の修学支援に係る制度について

県：県立、私：私立
全：全日制、定：定時制、通：通信制、専：専攻科

	貸与型 ※卒業後、返還する必要があります	給付型等 ※所得制限があります
高校等 	奨学資金【国公立・私（全・定・通・専）】 （県立学校課） 経済的理由による修学困難者を支援	就学支援金【県・私（全・定・通）】 （県立学校課・学術振興課） 教育費負担軽減のための授業料を支援
		専攻科修学支援金【県（専）】 （県立学校課） 教育費負担軽減のための授業料を支援
		入学料減免【私（全）】 （学術振興課） 公立と私立の差額分の補助
		奨学のための給付金【国公立・私（全・定・通・専）】 （県立学校課・学術振興課） 授業料以外の教育費を支援
		教科書無償給与【県（定・通）】 （県立学校課） 勤労生徒に教科書及び学習書を無償給与
	授業料減免【県（全・定・通・専）・私（全）】 （県立学校課・学術振興課） 授業料減免の支援	
	夜間給食費補助【県（定）】 （保健体育課） 勤労生徒に夜食費の一部を補助	
	定時制・通信制課程修学奨励金【県（定・通）】 （県立学校課） 勤労生徒を支援 ※卒業した場合、返還免除	
	特別支援教育就学奨励費【国公立】 （小中学校課） 学校給食費、交通費、教科書購入費等を補助	
大学等	奨学資金【国公立・私】 （県立学校課・学術振興課） 経済的理由による修学困難者を支援	

【富山県の修学支援に係る制度についてのお問合せ先】
学校または別紙のお問合せ先に連絡してください。

・大学等では、授業料・入学金の免除または減額の制度もあります。概要は文部科学省のHPをご覧ください。「高等教育の修学支援新制度」で検索
・このほかに市町村や各種団体、学校独自の修学支援制度がありますので、各実施団体等へお尋ねください。

日本学生支援機構の修学支援に係る制度について

奨学金制度【大学等（国公立・私立）】

貸与奨学金
第一種（利子なし）・第二種（利子あり）
月額20,000円～120,000円※学力基準・家計基準あり

給付奨学金
月額9,800円～75,800円※学力基準・家計基準あり

【日本学生支援機構の修学支援に係る制度についてのお問合せ先】
日本学生支援機構 奨学金相談センター
TEL: 0570-666-301